

高松市官民共創ガイドライン（案）

令和 8 年 4 月

高松市

目次

- 1 官民共創の定義
- 2 官民共創の目的
- 3 官民共創を推進するメリット
- 4 基本原則
- 5 官民共創窓口「官民共創サポートデスク」
- 6 たかまつチャレンジフィールド

1 官民共創の定義

高松市（以下「本市」という。）においては、官民共創を次のとおり定義します。

本市と民間事業者や大学等の多様な主体（以下「民間事業者等」という。）が、相互に資源やアイデア、ノウハウ、技術等を持ち寄りながら、本市の抱える地域課題や行政課題に関する最適な解決手法を協議し、実施することで、課題解決を図るもの。

2 官民共創の目的

官民共創を行う目的は、次のとおりです。

（1）質の高い市民サービスの提供

民間事業者等のアイデアやノウハウを活用することで、行政だけでは実施できないような、きめ細やかで、質の高い市民サービスの持続的な提供を目指します。

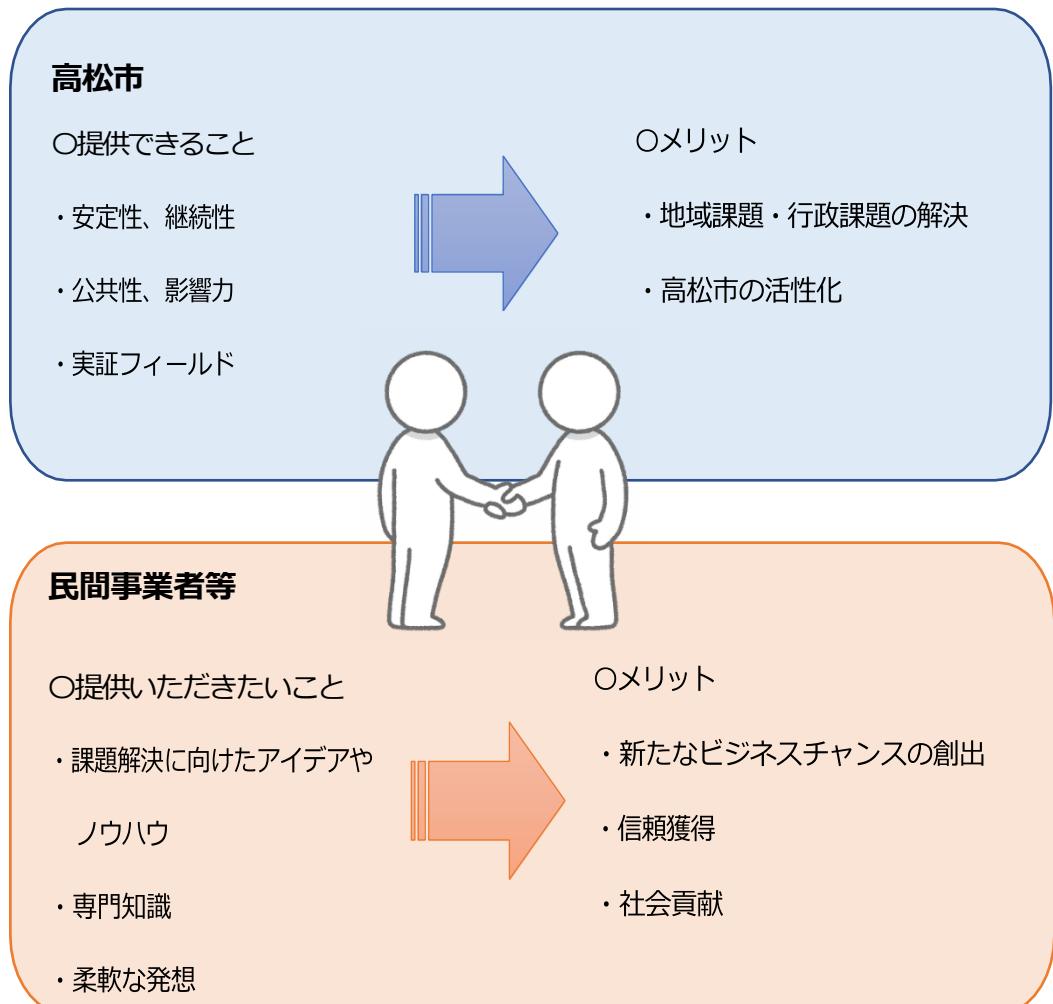
（2）効果的・効率的な行政の推進

民間事業者等との連携により、効果的・効率的に取組を行い、費用対効果の最大化を目指します。

（3）地域経済の活性化

官民共創による新たな取組の創出や交流の促進を通じて、地域における雇用の創出や民間事業者等の発展につなげるとともに、市内中小企業の育成及び振興を図ることで、地域経済の活性化を目指します。

3 官民共創のメリット



4 基本原則

官民共創の推進に当たっての基本原則は、次のとおりです。

(1) 公公平性確保の原則

本市は、全ての民間事業者等に提案の機会を確保します。

(2) 対等・対話の原則

お互いに対等の立場で対話を重ね、信頼関係を構築することにより、官民共創の目的を実現します。

（3）目標共有・協力関係の原則

市民サービスの向上や地域課題の解決に向けた目標を共有し、相互の行動原理や連携の取組から得られるメリット等を理解・調整し、協力関係を構築します。

（4）アイデア保護の原則

実施する連携の取組は広く社会に開示しますが、民間事業者等から提案のあった独自のアイデア等については、協議により、保護すべき情報は保護します。

5 官民共創窓口「官民共創サポートデスク」

（1）「官民共創サポートデスク」の設置

官民共創を推進し、総合調整を行い、地域課題を解決するための一元的な窓口として、政策局政策課内に官民共創窓口「官民共創サポートデスク」を設置し、民間事業者等からアイデアや連携に向けた提案を広く受け付けます。

（2）適用範囲

「官民共創サポートデスク」で扱う官民共創は、民間事業者等が自らのアイデアやノウハウを活用しながら提案してきた内容を基に、行政と民間が連携して実施する取組を適用範囲とします。

本市といたしましては、民間事業者等が創意工夫を発揮していただき、良質な市民サービスが提供できる環境整備を目指します。

（3）提案条件

「官民共創サポートデスク」で扱う官民共創の取組においては、本市は、原則として、事業費の負担を行いません。

※本市の財政負担を伴うものや、広く民間事業者等を募集する必要があると判断した場合は、入札、プロポーザル等を実施します。

①提案者について

市内外問わず、提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間事業者等とします。

また、次のいずれかに該当する場合は、提案をお受けできません。

なお、提案後において、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、提案採用の検討、又は本市との連携を中止します。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札の参加者の資格) に該当する者

- イ 国の機関や地方自治体等の官公庁から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している者
- エ その他、本市が提案を受け付けることが相応しくないと判断した者

②提案内容について

次の要件を全て満たすものとします。

ア 本市の地域課題や行政課題の解決を目指すものであること
イ 市民サービスの向上が期待できること
ウ 公益性、費用対効果等の観点から妥当な提案であること

また、次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けられません。

なお、提案受付後において、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、提案採用の検討、又は本市との連携を中止します。

ア 法令や公序良俗に反する場合

イ 政治、宗教、選挙活動を目的とする場合、又は関連性や要素がある場合

ウ 公共性・公平性に問題がある場合

エ 営利が主たる目的である等、提案者の直接的な営業、又は広告宣伝のみを目的とする場合

- オ 本市の施策や条例・規則等に反する場合
- カ 取組の実施に当たり、関係法令に基づく必要な許可・登録等を受けていない場合
- キ その他、本市が連携を行うことがふさわしくないと認められる場合

(4) 留意事項

- ①提案を受け付けすることや対話を行うことは、提案内容実施の合意ではありません。
また、提案内容の実現に対し、法的義務を負うものではありません。
提案までに要した費用についても、提案事業者の負担になります。
- ②提案内容の実施に当たっては、本市との対話を行う中で、実施内容を変更する場合
があります。
- ③市外の民間事業者等におかれましては、提案を行うに当たって、可能な限り、市内
の中小企業と連携することで、その育成及び振興につながるよう検討してください。
- ④提案から実施まで過程において、本市から提供のあった情報は、その秘密を保持し、
第三者へ提供は不可とします。
- ⑤提案内容及び企画書等の資料等の実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲
で、本市の関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。
もし、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合はご相談ください。
- ⑥本市と民間事業者等との協議が整い次第、事業目的や事業内容、実施条件を定めた
事業実施に関する合意書等を締結した上で、事業を実施します。
- ⑦アイデア保護の原則から、先行して本市に提案してきた民間事業者等のアイデア等

は保護しますが、公平性確保の原則から、先行提案者との事業が継続している状況においても、競合する民間事業者等から、同様の提案を排除するものではありません。

⑧提案書類等は、高松市情報公開条例(平成12年12月25日条例第39号)に基づく公開請求の対象となります。

⑨提案者は、その提案内容が第三者の有する知的財産を侵害し、第三者に対して、損害を賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担するなど必要な措置を講じることとします。

6 たかまつチャレンジフィールド

(1) 「たかまつチャレンジフィールド」について

高松市東京事務所を含む、本市施設や主催イベントを活用しながら、民間事業者等との間でマーケティング調査や実証事業を実施することで、本市の抱える課題の解決に取り組むとともに、民間事業者等の商品開発や新規事業の創出につなげます。

(2) 実施条件

「たかまつチャレンジフィールド」の実施に当たっては、官民共創に関する、4基本原則、5（3）提案条件、（4）留意事項を適用します。

なお、マーケティング調査や実証事業の中で必要となる商品や、商品の配布に必要な人員及び物品その他役務については、実施事業者が費用負担することとします。

また、食品及び飲料品の場合、食品衛生法の許可を受けている施設で製造しているものであることなど、関係法規を遵守してください。

官民共創の実施イメージ

